報道資料

くらしの中に
総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成３０年３月２日

障害者等用駐車スペース利用者の明示化の促進に関する行政相談
～石川行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせんに対する回答～

総務省石川行政評価事務所（所長：石井正樹）は、障害のあることが外見上分からない内部障害（※1）の方から、車いすを利用していないが歩行が困難な者が「車いすマーク」の駐車スペースを利用しやすいようにしてほしいとの相談を受けて、県内の22の国等の庁舎を調査した結果、歩行困難な方も利用できることなど具体例を明示していたのは2施設のみであったことから、民間有識者を構成メンバーとする石川行政苦情処理委員会（座長：中島秀雄　金沢商工会議所副会頭）（※2）の意見を踏まえ、平成30年１月22日に庁舎を管理する国の行政機関等（※3）に対し、「車いすマーク」の駐車スペースの利用可能な範囲（対象者）を明示することを検討するようあっせんを行い、同年２月23日までに、同行政機関等から回答を受領しました。

（※1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）で定める障害のうち、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫（HIV感染症）、肝臓の7つの機能障害を指す。

（※2） 石川行政評価事務所に寄せられた行政相談事案に民間有識者の意見を反映させるため同事務所長が設置 （昭和58年度）

（※3） 金沢地方法務局、北陸財務局、大阪税関金沢税関支署、金沢国税局、石川労働局及び金沢北年金事務所



「車いすマーク」の駐車スペース

行政相談

＜連絡先＞
総務省　石川行政評価事務所
行政相談課長　杉山
電話：076-222-5232

【相談内容】

私は内部障害により歩行がつらい日があり、外出先で建物入口近くの駐車場が空いていないときは、やむなく「車いすマーク」の駐車スペースを利用することがあるが、障害があることが外見上分からないことから、人の目が気になり、利用しづらい。

国は、管理する庁舎の駐車場に整備されている「車いすマーク」の駐車スペースについて、車いすを利用していないが歩行が困難な者も利用しやすいように配慮してほしい。

【石川行政評価事務所による調査結果等】

○ 関係制度

車いすマーク

国際シンボルマークといい、障害のある人が利用できる建築物や施設であることを表示する世界共通のマーク

車いす使用者に限らず、全ての障害者を対象としている。

車いすマーク駐車場の利用対象

国土交通省のバリアフリー法(※1)に係る「Q&A」(※2)では、「車いす使用者用駐車施設」について、法令上、車いす使用者だけでなく、身体の機能上の制限を受ける高齢者・障害者等であれば、利用することは可能である旨を回答している。

障害者等用駐車スペースを必要とする車いす使用者以外の障害者等

○ 内部障害者数

厚生労働省の調査(※3)結果によると、内部障害は93.0万人(24.1%)と、最も多い肢体不自由170.9万人(44.2%)に次いで多い。

○ 駐車禁止除外指定車標章の対象

身体に障害があり、歩行が困難な人に対して警察署長から交付される駐車禁止除外指定車標章(許可証)の交付対象には、上肢不自由や下肢不自由のほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、体幹不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害(HIV感染症)、肝臓機能障害等も含まれている(石川県道路交通法施行細則(昭和35年公安委員会規則第12号)第5条(別表))。

○ パーキングパーミット制度による利用証保持者の歩行能力

国土交通省の調査研究(※4)によると、「パーキングパーミット制度」(障害者等用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、該当者に利用証を交付)を導入している自治体の肢体不自由者、要介護者等の利用証所持者1,273人を対象に歩行能力に関するアンケート調査を実施した結果、車いすを使用している者は280人(22.0%)であったのに対し、自力歩行や杖等を使用しての歩行が可能な者は253人(19.9%)、自力歩行や杖等を使用しての歩行は可能だが長距離歩行が困難な者は716人(56.2%)を占め、利用証の交付対象者には車いす使用者以外の者が多く含まれている。

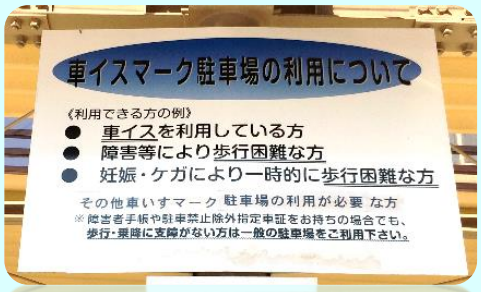
※1「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)
※2「義務付け措置等に関するQ&A」
※3「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」
※4「障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究」(平成23年3月)

○ 調査結果

今回の行政相談を端緒に県内の22の国等の庁舎を調査した結果、車いす使用者用駐車施設を2台分の区画を確保している庁舎が12施設、1台分の区画のみ確保している庁舎が10施設あった。

この22施設のうち、車いす使用者用駐車施設を利用可能な具体例が当該駐車施設に明示されていたのは、金沢公共職業安定所及び七尾地方合同庁舎(七尾公共職業安定所)の2施設のみであった。

金沢公共職業安定所



七尾地方合同庁舎



【石川行政苦情処理委員会（平成29年12月26日開催）の意見】

建築物の出入口に近い位置に駐車スペースを確保する必要がある歩行が困難な人（障害者、高齢者、妊産婦、けが人等）は、車いす使用者のみではないことから、金沢公共職業安定所や七尾地方合同庁舎の表示と同様に、例えば、車いす使用者用駐車施設は「障害者、高齢者、妊産婦、けが人等で歩行が困難な方」の優先駐車スペースであることを明示するなど、施設用途や規模・利用者層等を考慮した上で、施設ごとに車いす使用者用駐車施設の利用可能な範囲を利用者に分かりやすく表示することを検討する必要がある。

また、これと併せ、車いす使用者以外による車いす使用者用駐車施設の利用が増加することにより、車いす使用者の利用に支障をきたす可能性にも留意し、特に現在、車いす使用者用駐車施設が1台分のみの10庁舎については、幅広の駐車スペースを必要としない障害者等のために、通常幅の駐車スペースを別途確保する「ダブルスペース」（※）の導入について検討する必要がある。

ダブルスペースの導入に当たっては、幅広の駐車スペース（車いす使用者用駐車施設）の隣など、車いす使用者も利用しやすい位置を確保することに配慮する必要がある。

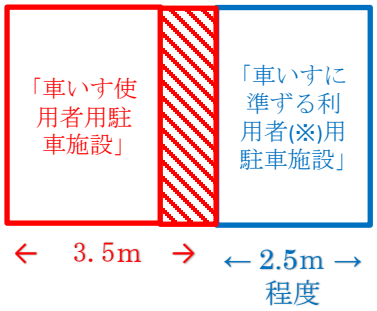
※ ダブルスペース

国土交通省が、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、バリアフリー設計のガイドラインとして策定している「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（平成29年３月）では、駐車場の設計のポイント、改善・改修のポイント等のなかで、建築物の出入口に近い位置に駐車場を確保する必要がある障害者等は、車いす使用者のみではないことに配慮し、車いす使用者用駐車施設に準ずる位置に上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等も利用できる駐車施設を確保することが望ましいとされ、設けた場合にはこれを分かりやすく表示することとされている。

このような車いす使用者用駐車施設に車いすに準ずる利用者用駐車施設を付加した駐車スペースは「ダブルスペース」と呼ばれ、車いす使用者用駐車施設の幅が3.5m以上必要なのに対し、車いすに準ずる利用者用駐車施設は一般の駐車施設と同じ2.5m程度の幅で設置することができる。

なお、今回、調査対象とした庁舎では、「車いすに準ずる利用者用駐車施設」を別途設置している施設は見られなかった。

【ダブルスペース】



※ 車いすに準ずる利用者：上・下肢障害者、妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等

【庁舎を管理する国の行政機関等（※）に対してあっせん】
（平成30年１月22日）

○　国の行政機関等は、施設用途や規模・利用者層等を考慮した上で、施設ごとに車いす使用者用駐車施設の利用可能な範囲を利用者に分かりやすく表示することを検討する必要がある。

○　その際、特に車いす使用者用駐車施設が１台分のみの10庁舎については、車いす使用者以外による車いす使用者用駐車施設の利用が増加することにより、車いす使用者の利用に支障をきたす可能性にも留意し、幅広の駐車スペースを必要としない障害者等のために、通常幅の駐車スペースを別途確保する「ダブルスペース」の導入について検討する必要がある。
　また、ダブルスペースの導入に当たっては、幅広の駐車スペース（車いす使用者用駐車施設）の隣など、車いす使用者も利用しやすい位置を確保することに配慮する必要がある。

【あっせん機関からの回答】
（平成30年２月23日）

○　具体的な明示がされていなかった20の国等の庁舎のうち、１庁舎において、利用可能な具体例（「表示板の設置済例」参照）を明示する表示板を設置済み。また、10庁舎において、明示する方向で検討中。その他、上部機関に検討を依頼中が４庁舎、対応を検討中が５庁舎。

【表示板の設置済例】



金沢新神田合同庁舎



○　車いす使用者用駐車施設が１台分のみの10庁舎のうち、少なくとも２庁舎において、「ダブルスペース」を導入予定。

※　金沢地方法務局、北陸財務局、大阪税関金沢税関支署、金沢国税局、石川労働局及び金沢北年金事務所

調査対象庁舎一覧

○ 合同庁舎(11施設)
- 輪島地方合同庁舎(管理官署:金沢地方法務局)
- 金沢新神田合同庁舎(管理官署:北陸財務局)
- 金沢港湾合同庁舎(管理官署:大阪税関金沢税関支署)
- 七尾港湾合同庁舎(管理官署:大阪税関金沢税関支署)
- 金沢広坂合同庁舎(管理官署:金沢国税局)
- 金沢駅西合同庁舎(管理官署:金沢国税局)
- 小松日の出合同庁舎(管理官署:金沢国税局)
- 七尾西湊合同庁舎(管理官署:金沢国税局)
- 加賀地方合同庁舎(管理官署:石川労働局)
- 七尾地方合同庁舎(管理官署:石川労働局)
- 穴水地方合同庁舎(管理官署:石川労働局)

○ 単独庁舎(11施設)
- 金沢国税局 輪島税務署
- 金沢国税局 松任税務署
- 石川労働局 金沢公共職業安定所
- 石川労働局 金沢公共職業安定所 津幡分室
- 石川労働局 白山公共職業安定所
- 石川労働局 七尾公共職業安定所 羽咋出張所
- 石川労働局 輪島公共職業安定所 能登出張所
- 日本年金機構 金沢北年金事務所
- 日本年金機構 金沢南年金事務所
- 日本年金機構 小松年金事務所
- 日本年金機構 七尾年金事務所